

別表1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (北島町)

創業支援等事業の目標
<p>・これまで、本町には創業に係る相談窓口は設置していないが、北島町商工会や(公財)とくしま産業振興機構等の創業支援等事業者に対して、創業に関する相談が10件(平成26年度)あった。</p> <p>・平成26年1月に産業競争力強化法が施行されたことを機に、今回本町に創業支援等事業者等と連携した創業相談を受ける窓口を新たに設置し、相談受け入れ体制を整えPR(窓口の設置や創業後のフォローアップ体制等の周知)を強化することで創業相談件数の増加を図っていく。これにより北島町商工会、(公財)とくしま産業振興機構及び(一社)徳島ニュービジネス協議会における延べ相談実績件数は従前の約3倍となる年間延べ30件程度の相談受付を目標とする。</p> <p>・相談者に対しては、創業支援等事業者等と密接に連携と協力をしつつ、適切な支援制度の案内や活用を促し、年間相談件数の1割程度(3人)の創業実現を目標とする。</p> <p>・支援対象者数 年間延べ30人、創業者数 年間3人</p> <p>・本事業計画に基づき、計画全体で年間創業支援等数延べ59人、創業者創出目標延べ10人(実数では7人)とする。</p> <p>・なお、各計画事業の創業者数は、</p> <p>別表1-1 ワンストップ相談窓口 3人</p> <p>別表2-1 (公財)とくしま産業振興機構 起業力養成講座 1人</p> <p>別表2-2 徳島県 女性起業塾 1人</p> <p>別表2-3 (一社)徳島ニュービジネス協議会 イブニングセミナー 1人</p> <p>別表2-4 いつでも創業相談窓口 2人</p> <p>別表2-5 (公財)とくしま産業振興機構 創業セミナー 1人</p> <p>別表2-6 (公財)とくしま産業振興機構 創業相談窓口・個別指導 1人</p> <p>※ただし上記事業は相互に関連し合うものもあるため、一人の創業者が複数の支援事業を活用することが想定される。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1)創業支援等事業の内容</p> <p>・町は役場内に創業支援等の「ワンストップ相談窓口」を設け、まちみらい課の創業担当職員1名を配置して対応を進めると共に、創業支援等事業者等の各相談窓口と連携し、情報交換を密に図りながら、創業時の相談や課題の解決を図る。</p> <p>・町は、ホームページや広報誌等により、創業に関する相談窓口開設や支援施策などの情報発信を積極的に行う。</p> <p>・本計画を円滑に実施するため、「ワンストップ相談窓口」では、各創業支援等事業の進捗状況と課題を確認し、事業の手法や構成の見直しなどの改善を行う。事情に応じて、創業支援等事業者等との連携により本計画推進と拡充を図る。</p> <p>1. 地域での創業を巡る現在の状況</p> <p>北島町では、昭和初期に繊維工場が進出したことに始まり、その後も各種化学薬品工場などが立地し、都市近郊という地理的条件により人口が急増し、商店街など商業分野も発展した。また町内外を結ぶ幹線道路等のインフラ整備が進むことで大規模小売店舗も多数出店し、コンパクトで人々が暮らしやすい町として賑わいを見せてきた。しかし、都市近郊型商業施設の増加で中小事業者との競争が激化し、次世代の担い手不足などと相まって、事業所数が減少する地域も出てきている。現在のところ町の人口は微増しているが、近未来には減少へ転向することも推測されるため、それらをくい止めるためにも商工業の賑わいを再構</p>

築していかなければならない状況にある。

2. 地域での創業を阻害していると思われる要因

本町での創業を阻害している要因としては、町として創業者を支援するための体制が整っておらず、また創業をサポートする各関係機関との連携も構築できていないため、実効性の高い事業の実施とその継続ができていないことが考えられる。

3. 2の要因を解決するために必要と考えられる事項(創業支援等事業を必要とする事項)

徳島東部に位置する北島町は、徳島市や鳴門市と隣接し、町内外には幹線道路が整備され、また高速道路の開通と連結により交通量も増加し、事業者の立地に適している地域と考える。創業を推進していくために、町において「ワンストップ相談窓口」の支援体制を整備し、関係機関との連携により、効果的な関連施策を講じていくことが必要である。

【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】

1. 地域資源の活用の仕方(地域に眠る宝への気づき)

本町は県下一小さい面積規模でありながら、生産される農産物は、水稻、蓮根、甘藷、大根、ほうれん草、日本梨など恵まれている。平成27年3月には高速道路と共に町境にはスマートインターチェンジが開通し、阪神方面からの交通アクセスは飛躍的に向上した。徳島阿波おどり空港との往来もスムーズになり、これらの好条件に着目し、今後地場産品等の地域資源を活用した6次産業分野で創業するケースも想定される。各関係機関との連携により、資源提供者とのマッチング、販路開拓、イベント展開などについてアドバイス等の支援を行う。

2. ターゲット市場の見つけ方

町及び北島町商工会が連携して、市場や消費者のニーズを把握し、創業相談者に対して情報提供を行う。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

町及び北島町商工会が連携して、顧客ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また徳島県、(公財)とくしま産業振興機構及び(一社)徳島ニュービジネス協議会と連携し、特定創業支援等事業等にてビジネスモデル構築に向けた講座を実施する。

4. 売れる商品・サービスの作り方

町、北島町商工会、(公財)とくしま産業振興機構等及び(一社)徳島ニュービジネス協議会が連携して、専門家派遣等の制度を活用し、商品・サービスづくりのためのアドバイスを行う。また、商品作り全般にわたり、連携する各機関の支援・協力を仰いで実施をする。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

町、北島町商工会、(公財)とくしま産業振興機構等及び(一社)徳島ニュービジネス協議会が連携して、専門家派遣等の制度を活用し、販売先、ターゲット、販売方法、価格についてのアドバイスをを行い、また各機関と連携して、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達、資金相談

町及び北島町商工会が連携して、書類作成補助、補助金申請書の作成支援など、資金調達へのアドバイスを行う。また各金融機関等も、資金調達について必要に応じて相談・アドバイスを行う。

7. 事業計画書の作成

町、北島町商工会、(公財)とくしま産業振興機構等及び(一社)徳島ニュービジネス協議会が連携して、事業計画の策定、計画書の作成について専門家と共にアドバイスを行う。

8. 許認可、手続き

町が、創業手続き・許認可についてのアドバイス、各機関への連絡を行う。また税務及び労務管理等の高度な知識を必要とする場合は、北島町商工会、(公財)とくしま産業振興機構及び(一社)徳島ニュービジネス協議会と連携し、アドバイスを行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

町及び北島町商工会等が連携して、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

10. 創業後のフォローアップ

町及び商工会が連携して、相談や関係機関との橋渡しを継続して行うと共に、町の小規模事業者経営改善資金等利子補給制度の活用も誘導し、創業後も事業者のサポートを実施する。

【各事業の共通事項について】

<事業の周知>

・本計画における支援事業の開催案内等について、町と創業支援等事業者等は、お互いが協力しあい、それぞれの広報紙やホームページへの掲載を行い、広く町民や創業希望者に周知を図る。

<支援の対象>

・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者には、支援を行わないものとする。各連携機関にもこの方針を徹底する。(暴力団関係者も含む)
・なお、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じて新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないこととする。

<特定創業支援等事業証明書発行手順>

- ・別表2-1参照。
- ・別表2-2参照。
- ・別表2-3参照。
- ・別表2-5参照。
- ・別表2-6参照。

<設定した目標に対する事業の進捗状況の確認>

・町及び創業支援等事業者等は、本計画による各種支援事業に関連した相談窓口への来訪者から情報の提供を受け、名簿や集計表の作成等により管理と把握をするとともに、来訪者に対しては、予め、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報提供を受ける。
・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、アンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
・この名簿の取り扱いに、町が個人情報に十分配慮した上で適切に管理・保存する。

<創業後の継続支援>

・創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、町及び創業支援等事業者等は、認定支援機関、よろず支援拠点や中小企業基盤整備機構の専門家に繋ぐなど、創業を行った者に対する実効性の高い継続支援を行う。
・商工会の推薦により日本政策金融公庫が実施する事業者への小規模事業者経営改善資金につき、町からは利子補給制度を講じることにより、創業後も事業者の経営改善や近代化を図っていくため応援とサポートを行う。

<創業支援等事業の実施方法>

・北島町役場まちみらい課に担当者1名(兼務)を配置し、平日8時30分～17時15分に相談対応を行う。
・中小企業庁の「ミラサポ」等を活用し、国、県、町の支援施策の情報提供を行うとともに、町が創業支援等事業者等の支援策をとりまとめ、町のホームページや広報誌への掲載、創業支援等事業者等の窓口での周知などにより町民に広くPRする。
・相談があった際は、その状況を聞き取り、町役場の関係各課に照会をかけると共に創業支

援等事業者等とも協力して、各種情報提供やアドバイス、創業支援等事業者等による支援の活用(特定創業支援等事業の活用等)を促す。ただし、創業支援等事業者等と連携をとる場合は、創業希望者本人に確認をとり、個人情報の守秘義務に配慮しながら情報の共有を図るものとする。

・本計画を一貫して円滑に実施するため、毎年度適宜、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認する。

計画期間

平成27年10月2日～令和3年3月31日

変更箇所については、令和元年6月12日～令和3年3月31日

別表2-1 (公益財団法人とくしま産業振興機構 起業力養成講座)

【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人とくしま産業振興機構 (2) 住所 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 (3) 代表者の氏名 理事長 熊谷 幸三 (4) 連絡先 総合支援部 副部長 岡田 淳、主事 太田 三紀彦 電話088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ300人(定員20人×15回)を対象とする「起業力養成講座」を開催する。 ・本事業は平成18年度から実施しており、平成30年度は9人が受講している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、受講者の約2割(2人)の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の6割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。 ・よって、本計画(北島町)における本事業による支援対象は、町在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、3人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間3人(北島町目標)、創業者数 年間1人(北島町目標)
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1)創業支援等事業の内容<起業力養成講座>【既存・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、徳島大学と連携した「起業力養成講座塾」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「起業力養成講座」は年1回開催し、1ヶ月以上の継続的な期間で実施する。 ・講師として、大学の教授はじめ、中小企業診断士、創業コーディネーター等を招聘する。 ・平成30年度は、以下全15回(1回1.5時間)の講座を、約4ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「起業力養成講座」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。) ・特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の4割超(平成27年度の場合、7講座以上)の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 <p>※平成30年度 講座内容と分類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①基調講演【経営】 ②ビジネスプラン実習について【経営】 ③独立型ベンチャー成功のための理論【経営・人材育成・販路開拓】 ④会社法の解説【財務】 ⑤資金調達と資本政策【財務】 ⑥直接金融【財務】 ⑦間接金融【財務】

- ⑧経営戦略とマーケティング【経営・販路開拓】
- ⑨企業会計の基礎知識【財務】
- ⑩ビジネスプラン作成のポイント【経営・人材育成】
- ⑪ビジネスプラン作成のための手法紹介・実践【経営】
- ⑫ビジネスプラン作成実習【経営】
- ⑬ビジネスプラン作成のブラッシュアップ【経営】
- ⑭製品開発と知的所有権【経営・販路開拓】
- ⑮ビジネスプラン発表

(2)創業支援等事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援等者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援等事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成27年10月2日～令和3年3月31日

変更箇所については、令和元年6月12日～令和3年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-2 (徳島県 女性起業塾)

【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 徳島県 (2) 住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 (3) 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉 嘉門 (4) 連絡先 徳島県商工労働観光部企業支援課 商業振興・経営支援担当 川野 弘一郎 電話088-621-2369 FAX088-621-2853
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ250人(キックオフセミナー定員80人、最終プレゼンテーション50名、他定員30人×3回)を対象とする「女性起業塾」を開催する。 ・本事業は平成26年度から実施しており、平成26年度は受講生のうち3人が創業している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、10人の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の6割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。 ・よって、本計画(北島町)における本事業による支援対象は、町在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、2人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間2人(北島町目標)、創業者数 年間1人(北島町目標)
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1)創業支援等事業の内容<女性起業塾>【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、主に女性(男性の受講も可)を対象にした「女性起業塾」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「女性起業塾」は年1回開催し、土日など就業者でも参加しやすい日程を設定する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。 ・令和元年度は、以下全5回(1回4時間)の講座を、約3ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「女性起業塾」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。) ・特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の5割以上の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 <p>※令和元年度 講座内容と分類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①キックオフセミナー【経営、人材育成、販路開拓】 ②女性の起業について【経営、人材育成、販路開拓】開業に必要な法律知識 ③事業計画書の書き方【経営、販路開拓、財務】“あったらいいな”をカタチにする新ビジネスの創造 ④女性の開業に必要な税務と会計・補助金の知識【経営、人材育成、財務】ビジネス

コミュニケーション～起業に欠かせない説明力～

⑤ビジネスプレゼンテーション【経営、人材育成、販路開拓】先輩女性起業家の事例発表・交流会

(2)創業支援等事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援等者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援等事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成27年10月2日～令和3年3月31日

変更箇所については、令和元年6月12日～令和3年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-3 (一般社団法人徳島ニュービジネス協議会 起業家イブニングセミナー)
【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人徳島ニュービジネス協議会 (2) 住所 徳島県徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル3F (3) 代表者の氏名 会長 三木 康弘 (4) 連絡先 課長 杉野 景 電話088-654-5411 FAX088-654-5510
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人徳島ニュービジネス協議会は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ240人(定員20人×12回)を対象とする「起業家イブニングセミナー」を開催する。 ・本事業は平成16年度から実施しており、平成26年度は受講生のうち1人が創業している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、2倍の2人の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の8割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。 ・よって、本計画(北島町)における本事業による支援対象は、町在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、3人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間3人(北島町目標)、創業者数 年間1人(北島町目標)
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<起業家イブニングセミナー> 【既存・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅する「起業家イブニングセミナー」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「起業家イブニングセミナー」は年1回開催し、起業に当たって必要な知識や実際に起業された方の実体験談など、その都度テーマを決めての講演や勉強会を実施する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士・弁護士等の士業、実際の経営者や創業コーディネーター等を招聘する。 ・令和元年度は、以下全12回の講座を、約5ヶ月間継続して実施する。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「起業家イブニングセミナー」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。) ・特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の5割以上の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ※令和元年度 講座内容と分類 ①創業のビジョンとビジネスモデル【経営・人材育成・販路開拓】知的財産権の基礎知識

- ②地域ブランドづくりとマーケティング【経営・販路開拓】
- ③移住創業者から見た地域課題の解決策【経営・人材育成・販路開拓】
地域資源のブランド化による魅力創造
- ④テクノロジーによる業界のゲームチェンジ【経営】
- ⑤資金調達、公的支援制度の活用【経営・財務】
- ⑥自分らしい働き方・暮らし方 in 神山【経営・人材育成】
- ⑦創業時の資金調達方法【経営・財務】
- ⑧会計・財務管理の基礎知識【経営・財務】
- ⑨徳島を元気にするクラウドファンディングと株主コミュニティ【経営・財務・販路開拓】
- ⑩創業時に必要な法律知識【経営・人材育成】
- ⑪WebやSNSを味方につけよう【経営・人材育成・販路開拓】
- ⑫アイデアを活かしたビジネスプランの作り方【経営・財務・人材育成】

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援等者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

< 特定創業支援等事業証明書発行手順 >

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成27年10月2日～令和3年3月31日

変更箇所については、令和元年6月12日～令和3年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-4 (いつでも創業相談窓口)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	北島町商工会
(2) 住所	徳島県板野郡北島町中村字長池1番地
(3) 代表者の氏名	会長 板東 理人
(4) 連絡先	担当者：岡崎 博 電話 088-698-2275 FAX088-698-2179
創業支援等事業の目標	
<p>商工会が受け付ける創業相談者は、毎年延べ10名程度であり、年平均数名が創業しており、潜在的なニーズはさらに高いと判断される。町と緊密に連携して広報の多様化、相談対応を行うことで、年間延べ15人程度の相談受付に応じ、うち2人の創業を目指す。</p> <p>・支援対象者数 年間15人、創業者数 年間2人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いつでも創業相談窓口」では、創業希望者からの相談を受け付け、北島町や認定連携創業支援等事業者等と連携をして対応する。 ・創業希望者にとって有用であると考えられる国・県・町等の各種支援制度等の情報を提供するとともに、創業に役立つ知識が習得できる「個別指導」等の活用を促す。 ・「個別指導」は相談者のうち、当会からの支援を引き続いて希望する者に対して、当会経営指導員が「事業計画策定」等について個別に指導を行い、創業希望者の抱える課題に対し、ある程度解決の目処が立つまで、支援を実施する。 ・当会は、「個別指導」の相談者毎に、支援開始から創業に至るまでの「創業支援実績簿」を作成する。 ・「創業支援実績簿」は、支援項目を「経営・財務・人材育成・販路開拓」の相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1か月程度にわたり4回以上継続して支援し、全項目の知識を習得させる「個別指導」を行う。 ・経営指導員が指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行い、相談内容別支援項目（経営・財務・人材育成・販路開拓）の分類に従い、各分野に関する偏りのない知識の習得を支援する等、効果的な指導を行う。 ・専門的指導が必要と判断した場合には、専門家による指導を行う。 <p>○相談内容別支援項目</p> <p>経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営理念（ビジョン、事業マインド等）が明確である。 ・経営戦略（理念をもとにどのように目標・目的をたっせいするのか）が明確である。 ・事業計画書（ビジネスプラン）が明確である。 ・マネジメント能力を持っている。 <p>財務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記帳能力がある。 ・収支（損益）計画が明確である。 ・資金繰りが理解できる。 ・資金計画（資金調達手段、返済計画）が明確である。 <p>人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社にどのような人材が必要か把握している。 	

販路開拓

- ・法定福利制度を理解している。
- ・従業員の採用方法を知っている。
- ・市場調査ができています。
- ・広告宣伝（効果的なPR方法）、販促ツール（ウェブ、チラシ、カタログ、パンフレット、ポスター等）の準備ができています。
- ・店舗計画が明確である。
- ・事業所の立地環境について検討済みである。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・「いつでも創業相談窓口」において、平日8時30分～17時15分の間、経営指導員による相談対応を行う。
- ・町と連携し、広報誌・ホームページ等での広報により、広く町民や創業希望者に周知を図る。
- ・相談指導カルテの作成などにより、創業支援等者を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、町と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・創業後においても企業の経営発展に向けた支援を継続するため、町と支援対象者名簿を共有して伴走型の支援を継続し、成長段階において経営革新計画や地域資源活用事業計画等の認定に向けた支援を行う。

計画期間

平成27年10月2日～令和3年3月31日

変更箇所については、令和元年6月12日～令和3年3月31日

別表2-5 (公益財団法人とくしま産業振興機構 創業セミナー)

【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人とくしま産業振興機構
(2) 住所	徳島県徳島市南末広町5番8-8号
(3) 代表者の氏名	理事長 熊谷 幸三
(4) 連絡先	総合支援部 副部長 岡田 淳、主事 太田 三紀彦 電話 088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、定員20人として4回の講義を集中的に行う「創業セミナー」を県南部・県西部にて開催する。 ・当機構ではこれまで平成18年度より「起業力養成講座」を徳島大学と共同で実施している。 ただし本講座は、徳島市内で開催していること、平成29年度より下半期開催へと改められたことから、県南部・県西部地区及び上半期の支援が不足している。 ・そこで、「創業セミナー」を県東部・県南部・県西部の市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携して実施し、受講者40名(県東部20名、県南部10名、県西部10名)から12人の創業実現を目指す。 ・本町においては、在住者に対して窓口や広報による周知活動の実施により受講者の掘り起こしに努め、創業への機運の醸成を図り、年間3人の受講と、うち1人の創業を目指す。 ・支援対象者数 年間3人(北島町目標)、創業者数 年間1人(北島町目標) 	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容<創業セミナー> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅した「創業セミナー」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「創業セミナー」は南部地区及び西部地区において開催する。 ・講師として、中小企業診断士、創業コーディネーター等により実施する。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけることができる内容とし、全4回(1回2時間)以上の講座を、1ヶ月以上継続して実施する。 セミナーの内容等は、毎年度見直すこととする。 ・「創業セミナー」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに事前に指定する(複数指定することも可とする)。 ・ただし、対象者が4つの知識のうち、事情等により一つでも受講できなかった場合は、別表2-6「個別指導事業」において、その指導内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、上記「特定創業支援等事業」の要件の一部を満たしているものとできる。その際は、「創業計画書」(カルテ)の該当欄に、その概要(指導年月日、指導内容等)等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。 ・講座と分類等の予定については、次のとおり。なお講座の構成等は、毎年度見直すこ 	

ととする。

日時：1月～3月

場所：県南部地区、県西部地区

内容：

- 1日目 創業の動機と心構え【経営】【人材育成】
- 2日目 事業計画書の作成、初期投資の資金作り【経営】【財務】
- 3日目 商品コンセプト、マーケティングの手法【販路開拓】
- 4日目 ビジネスの基礎知識及びプレゼンテーション

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援等者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援等事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・市町村は、受講証明書や免許証等を確認し、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であり、次の①～③のすべての資格を満たしていると確認できた場合に、特定創業支援等事業を受けた者として特定創業支援等事業証明書を発行する。
 - ① 4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講（4回以上）していること。
 - ② 4回以上かつ1ヶ月以上にわたる継続的な受講をしていること。
 - ③ 4つの知識を身につけたと認められること。
- ・証明書の発行後市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成28年12月26日～令和3年3月31日

変更箇所については、令和元年6月12日～令和3年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-6 (公益財団法人とくしま産業振興機構 創業相談窓口・個別指導)

【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人とくしま産業振興機構
(2) 住所	徳島県徳島市南末広町5番8-8号
(3) 代表者の氏名	理事長 熊谷 幸三
(4) 連絡先	総合支援部 副部長 岡田 淳、主事 太田 三紀彦 電話088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援等事業の目標	
<p>・とくしま産業振興機構は、これまで創業に関する相談を通年で行っており、創業相談者は、年間延べ70名程度であり、平均10名が創業している。各種講座の受講により研鑽に努める創業希望者もいるものの、時間・場所の制約を受ける者は指導を受ける機会を得られない。潜在的なニーズを掘り起こし、相談に対しの確な個別指導を実施することで、さらに10名程度の相談に対応し、うち3名の創業を目指す。</p> <p>・よって、本計画(北島町)における本事業による支援対象は、町在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、3人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。</p> <p>・支援対象者数 年間3人(北島町目標)、創業者数 年間1人(北島町目標)</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><創業相談窓口></p> <p>・「創業相談窓口」では、創業を希望する者が抱える創業に必要な手続き、資金調達、税務、経理、労務等の様々な悩みに対して、内容に応じたアドバイスを創業コーディネーターが行う。</p> <p><個別指導> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>・「個別指導」は、「創業相談窓口」を通じて、特に専門的指導が必要と判断した場合に、創業コーディネーターによる個別指導を行う。</p> <p>・創業コーディネーターは、「個別指導」の対象者毎に支援開始から創業に至るまでの創業計画書を作成する。</p> <p>・創業計画書は、支援項目を【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】の特定創業支援等相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1ヵ月程度にわたり4回以上継続して支援し、全項目の知識を習得させる創業相談支援等事業を「特定創業支援等事業」とする。</p> <p>・ただし、対象者が別表2-5「創業セミナー」に参加し、そのセミナー内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、上記「特定創業支援等事業」の要件の一部を満たしているものことができる。その際は、創業計画書(カルテ)の該当欄に、その概要(受講年月日、講座内容等)等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。</p> <p>・創業コーディネーターが指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行うこととする。</p> <p>・個別指導をする際は、支援内容を特定創業支援等項目(経営・財務・人材育成・販路開拓)の分類に従い、各分野に関する偏りのない知識の習得を支援する等、効果的な指導を行う。</p> <p>・個別指導については、相談者の抱える課題に対し、ある程度解決の目処が立つまで、伴走型支援を実施する。</p>	

○特定創業支援等 相談内容別支援項目

相談内容 支援内容確認項目

経営	<ul style="list-style-type: none">・経営理念(ビジョン、事業マインド等)が明確である。・経営戦略(理念をもとにどのように目標・目的を達成するのか)が明確である。・事業計画書(ビジネスプラン)が明確である。・マネジメント能力を持っている。
財務	<ul style="list-style-type: none">・記帳能力がある。・収支(損益)計画が明確である。・資金繰りが理解できる。・資金計画(資金調達手段、返済計画)が明確である。
人材育成	<ul style="list-style-type: none">・自社にどのような人材が必要か把握している。・法定福利制度を理解している。・従業員の採用方法を知っている。
販路開拓	<ul style="list-style-type: none">・市場調査ができています。・広告宣伝(効果的なPR方法)、販促ツール(ウェブ、チラシ、カタログパンフレット、ポスター等)の準備ができています。・店舗計画が明確である。・事業所の立地環境について検討済みである。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・個別指導については、特に専門的指導が必要と判断した場合に、原則平日午前9時～午後5時の間に、創業コーディネーターによる指導を実施する。
- ・事業計画の策定後に、計画のより円滑な実行を支援するため、国、県、市町村等の補助金をはじめとする支援策を周知するとともに、設備及び運転資金などの資金需要については各種融資制度の案内を行う。
- ・幅広く創業希望者等に創業相談支援などの施策の周知を図る。
- ・創業支援等者の名簿整理や相談支援数、目標設定などを管理し、設定した目標に対する実績や達成度についての進捗状況の把握、状況確認を行う。
- ・創業支援等を受けた事業者に対しては、経営の実態や課題、課題の克服など、今後、創業を希望する者への情報提供に利用するため、実態調査等に利用することを伝え、了承を得た上で個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、実態に関するヒアリングを行うとともに、創業時設定した目標に対する数値化など進捗状況を把握し、目標の実現に向けたフォローアップを適時行っていく。

<特定創業支援等事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・支援開始時に、「創業計画書」(カルテ)を作成し、対象者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。

- 証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で、特定創業支援等事業証明書の交付対象であることを確認して行う。
- 証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成28年12月26日～令和3年3月31日

変更箇所については、令和元年6月12日～令和3年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。